

急がれる確定拠出型年金の拡充 —厚生年金基金制度改革の前提条件—

調査部 理事 翁 百合

目 次

1. 有識者会議のエッセンスと評価
2. 厳しい厚生年金基金制度の持続可能性
 - (1) 基金を運用する確定給付型企业年金の限界
 - (2) 現状の基金の財政状況と先送りの構造
3. 早期是正の仕組みと限界
 - (1) 現行の二つの早期是正の仕組み
 - (2) 実効性ある早期是正制度の導入は可能か
4. 検討すべき個人型の確定拠出年金の拡充
 - (1) 日本の確定拠出年金の現状
 - (2) アメリカのIRA（個人退職者勘定）の最近の動向
 - (3) ドイツのリースター年金の広がり
 - (4) 確定拠出型個人年金の拡充を

要 約

1. AIJ問題を契機として、厚生年金基金制度の財政運営上の問題が顕在化した。基金財政悪化の背景は様々であるが、基金を積み立てて確定給付を約束するという現行の厚生年金基金制度は、労働人口減少や産業構造変化といった環境変化に対して脆弱であることは間違いない。人数の少なくなってしまった現役世代で、かつて繁栄していた当該産業の高齢化する大勢のOBの確定給付年金を支えることは現実的ではない。そうした事態がわかっていたにもかかわらず、厚生年金基金に対する早期是正への取り組みは不十分であり、制度の構造問題を先送りすることとなってしまった。
2. 将来的な労働人口の減少や産業構造の変化など、とくに総合型基金を巡る環境は厳しい。また、現時点から実効的な早期是正の仕組みを作って基金制度を持続するには膨大なコストがかかる。さらに、厚生年金基金を持つ中小企業やその従業員の不安拡大を考えると、健全性の高い基金についても現段階で他の企業年金などへの移行を促す選択肢が与えられることには一定の合理性があると考えられる。他の企業年金への移行を選択する基金が太宗となれば、基金制度は廃止せざるを得ないであろう。
3. ただし、基金制度廃止を議論するより先に、その前提として、中小企業の従業員等が入りやすい確定拠出年金の拡充が急務である。とくに今後の産業の構造変化に備えるためには、アメリカのIRA（個人退職者勘定）やドイツのリースター年金など、海外の個人型の確定拠出年金の発展を参考にし、現行の個人型確定拠出年金制度の改善や日本版IRAの導入などを本格的に検討する必要がある。

2012年に顕在化したいわゆるAIJ問題は、年金基金の資産運用面の問題のみならず、多くの基金が財政運営上厳しい状況にあることを明らかにした。2012年7月6日には、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」が出されるなど、企業年金全体の抜本的な改革の必要性が浮き彫りとなった。なおその後9月末には、厚生労働省が厚生年金基金制度を廃止する方向で法改正を検討することが明らかになり、廃止に向けた専門化委員会の検討も始まったが、12月の政権交代により必ずしも廃止を前提とした検討にはならない状況となっている。

本稿では、まず、有識者会議報告のエッセンスを簡単に評価しながら紹介する。そして、厚生年金基金制度の制度全体としての持続可能性がなぜ厳しいのかを検討したうえで、一定の期間を区切って基金に他の制度への移行を促す選択肢を与えることに一定の合理性があることを述べる。ただし、厚生年金基金制度廃止を打ち出すのであれば、その前提として中小企業従業員の年金の受け皿を充実することが急務であるはずである。アメリカではIRAとよばれる個人型の年金が普及しているが、リーマンショック後のIRAの最近の動向やドイツのリースター年金の試みなどについて確認したうえで、わが国でも個人型の確定拠出年金を拡充する必要性が高いことについて述べる。

1. 有識者会議のエッセンスと評価

有識者会議報告は、資産運用規制の在り方、財政運営の在り方、厚生年金基金制度等の在り方の三つの部分から構成されている。

第1の「資産運用規制の在り方」に関しては、分散投資や善管注意義務、忠実義務の徹底といった年金基金の受託者責任をより明確化するほか、年金基金のガバナンス改善、役職員の資質向上、資産運用委員会などへの外部専門家の支援体制、行政による事後チェックの強化がうたわれている。年金基金のガバナンス強化に関しては、意思決定機関である代議員会へ執行状況について説明することや、行政通達として定められている資産運用関係者の役割と責任に関する「ガイドライン」に沿った業務運営が行われているかについて監事がチェックすること、などの点が具体的に書き込まれている。

報告書は、現行制度では受託者責任を基金が必ずしも果たしていないケースが少なからず見られるとの認識に立っており、いずれの項目についても基金が受託者責任を負っている以上、怠ることは許容されず、当然実施すべきことといえる。

第2の「財政運営の在り方」に関しては、厚生年金基金の「代行割れ」（公的年金の代行部分についての積み立て不足）が平成22年度末で全体の約4割、代行割れ総額が6,300億円と極めて深刻な事態となっていることから、予定利率の引き下げのほか、給付の引き下げについても言及されている。給付引き下げ基準の緩和は、基金の財政を持続可能にするために必要であると考えられる。ただし、給付は賃金の後払い的性格も有しているため、安易な引き下げを行うべきではない、という意見もあったため、報告書ではこの件に関しては、両論併記となっている。また、財政健全化の見込みが立たない場合には、基金の解散を行政が促していくことも必要である、とされている。

第3の「厚生年金基金制度等の在り方」に関しては、代行割れ基金については、存続自体が厳しいケースも出てきているが、解散に踏み切れないまま財政状況がさらに悪化している基金もあり、厚生年金保険本体の財政への潜在的影響という観点からも深刻さを増している、との認識を示している。そのう

えで、代行制度の今後の在り方については、廃止と制度維持の両論が併記されている。代行部分の財政運営の在り方としては、厚生年金保険本体の財政に与えるリスクを縮小する方向で対応策を検討すべきであり、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべきとしている。また、解散の際にはじめて給付債務が計上されることから母体企業の資金調達に支障が生じており、これに対応する必要があるとしている。さらに、中小企業の企業年金の在り方を検討する必要がある、給付設計の弾力化などを図るための規制緩和や税制改正など様々な方策の検討を進める必要がある、としている。

以上のように、有識者会議報告は、現在の厚生年金基金制度が直面している構造的な課題について、15年前に5・3・3・2ルールなどが廃止され、運用ガイドラインが作られるなどの重要な改革が行われてから初めて向き合い、具体的な改善策を幾つか提示した。例えば解散基準の緩和の明確化、運用ガイドラインの見直し、ガバナンスの強化などについてはすぐに対処すべき重要な課題である。他方、意見の集約が図られなかったことから、給付削減や代行制度の見直しなど重要な論点については両論併記となっている。また当時政権与党であった民主党から提言されていた厚生年金基金制度自体の将来の廃止については反対意見が多かったことから、制度廃止は明記されていないが、その持続可能性についての厳しい見方が滲み出た内容となっている。

2. 厳しい厚生年金基金制度の持続可能性

(1) 基金を運用する確定給付型企業年金の限界

このように、有識者会議の提言は多岐にわたる内容を含んでいるが、厚生年金基金制度について根本的に重要な問題は、低成長への移行に伴う運用環境の悪化、急速に進む労働人口の減少、産業構造の大きな変化等に対し、公的年金とのリンケージを持つ確定給付の厚生年金基金制度の長期的な持続が可能か、という点であろう。

確定拠出型企業年金であれば、低成長による運用環境の悪化によって、個々人の老後資金が減少する可能性はもちろんあるが、特定産業の衰退や企業の経営悪化、また従業員の数の減少など属している企業の特殊な要因によって影響を受けることはない（図表1）。さらに厚生年金基金制度は公的年金とのリンクがある。もし、こうしたリンクがなければ、仮に基金を長い間予定通りに運用できなくても、そのことによって公的年金に対して返済すべき債務を新たに負うことはない。しかし、厚生年金基金制度は、基金を長期的に運用しながら確定した年金給付を約束する制度であり、しかも公的年金とのリンクがある。したがって、運用利回りが高く、労働人口が増加していた高度成長期にはこの制度は十分に機能していたが、労働人口が減少する低成長時代に入り、企業またはこれが属する産業の基金の従業員の減少や経営の悪化などに直面すると、こうした企業に加入する従業員の老後の生活は極めて不安定なものになりかねない制度となってしまっている。

（図表1）確定給付型と確定拠出型企業年金の特性の整理
（従業員の老後資金への影響の程度）

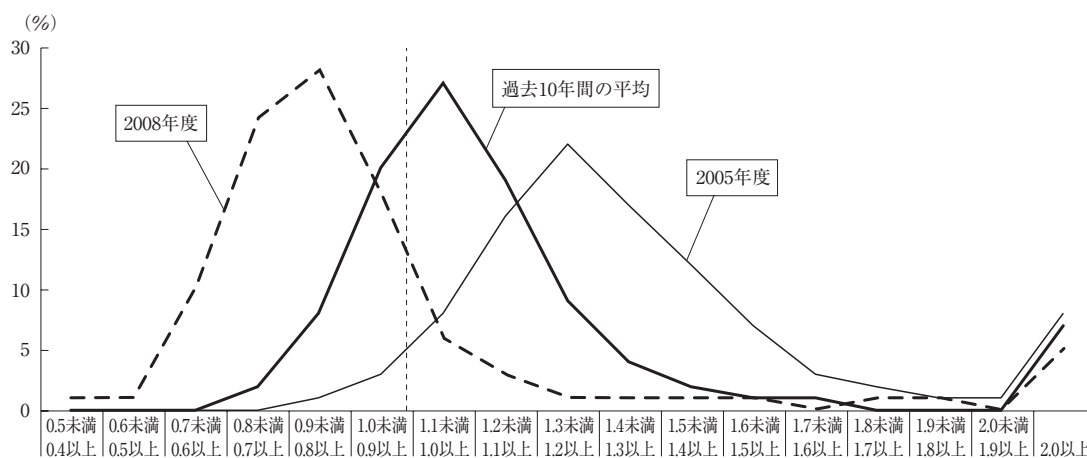
	確定拠出	確定給付
低成長への移行	影響大	影響大
従業員の趨勢的減少	影響小	影響大
産業構造の変化（企業の長期的な経営不振）	影響小	影響大

（資料）日本総合研究所作成

(2) 現状の基金の財政状況と先送りの構造

現状においても厚生年金基金の財政状況は市況によって多少の変動はあるものの、極めて深刻な状況にある。厚生労働省からも、過去10年の平均でも、最低責任準備金に対する年金給付等積立金のバッファが10%未満の基金（すなわち保有資産額が最低責任準備金の1.1倍未満の基金）が全体の約6割であり、その半数（全体の約3割）が代行割れという状況が示されている（図表2）。深刻なのは、過去10年間の平均で最低責任準備金が0.9未満の基金だけでも1割にもものぼっていることである。

（図表2）最低責任準備金に対する積み立て状況の推移（2001年～2010年）



（資料）厚生労働省
（注）現存577基金の積み立て状況。

本来こうした基金の経営悪化が表面化すれば、すぐに手を打つべきと考えられるが、なぜこのように基金の経営が悪化するまで適切な対応がとられなかったのであろうか。第1に挙げられるのは、2005年度と2008年度のグラフをみてもわかるように、株式市場の動向などによって積み立ての状況が大きく変化することである。経営が悪化した基金のインセンティブを考えれば、株式相場などが回復すれば必ずこの苦境を乗り越えることができると考え、抜本的な健全化策を先送りしがちである。実際図表2をみても、2005年度は比較的良好な環境であり、最低責任準備金が1.1未満の基金は12%に過ぎず、楽観的見通しを持った基金が少なくなかったことが推測される。

第2に、経営悪化した基金に対して健全化を促す取り組みや破綻処理の環境整備が不十分であったことがあげられる。基金の経営が悪化しても現役従業員の拠出引き上げが優先され、報告書でも指摘されているように、OBの給付削減のハードルは極めて高い。さらに、解散すると、見えていなかった年金債務が顕在化することにより、銀行借入れが困難になり、企業として解散に躊躇することもある。また、代行返上できずにいた体力のない基金は、同じ業種等の中小企業が合同で運営している総合型基金の数が圧倒的であり、その場合に認められている特例解散の際に年金債務が企業間の連帯債務となることも、総合型基金の解散を難しいものとしてきた。こうした「先送りの構造」が、代行割れ基金をここまで増やすことにつながってしまったと考えられる。

3. 早期是正の仕組みと限界

本来であれば、すでに健全性を損なっている基金については、公的年金本体へのコスト転嫁を惹き起こさないように早期に破綻処理していくことが必要である。厚生年金基金制度を仮に長期的に持続させようとするのであれば、公的年金本体へのコスト転嫁を惹き起こす前に健全性が悪化する可能性のある基金に対して、早期是正を促すルール整備が急務であると考えられる。実際にはこうした早期是正の仕組みは存在していたのであるが、それが実効的に機能していなかったのである。どうしてこれらは機能していなかったのであろうか。

(1) 現行の二つの早期是正の仕組み

代行割れ基金については、現在二つの早期是正の仕組みが用意されている。一つは厚生労働省が運営している「指定基金制度」であり、もう一つは、基金が属している企業年金連合会が運営している「支払保証制度」である。

「指定基金制度」は平成17年度から導入され、基金の健全化計画等の指導を行ってきている。指定基金制度とは、厚生労働大臣が指定を行い、基金に対して健全化計画を作成し、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うものである。この要件としては、①3事業年度の決算において、連続して積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の9割を下回った基金か、②直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の8割を下回った基金とされている。実際、現状では81基金と全体の約7分の1の基金がその対象となっている。

実際の運営の状況をみると、2006年度は前述の通り2005年度が好調であったことから、20基金のうち15基金が解除されているが、その後は解除が1基金しかなく、2010年度は48、2011年度は31基金と追加的に指定を受けて積み上がる状況となっている（図表3）。

指定基金の具体的な業種は、運輸、繊維、製造、建設、石油となっている。トラック、タクシー、伝統的繊維工業、建設業などのなかには従来は多くの従業員を抱えていたが、現在経営自体を縮小しているところも少なくない。その結果、基金の健全性が損なわれると、長寿化した多くのOBの終身の給付額を少ない従業員の追加拠出で賄いきれず、企業経営を圧迫するという、先に述べた確定給付・積み立て方式の企業年金の構造問題が顕在化していることがうかがわれる。また実際に指定基金制度による指

（図表3）指定基金制度の実際の運用状況

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
指定基金	20	6	3	3	3	50	81
指定	20	1	0	0	0	48	31
解除	0	15	0	0	0	1	0
指定基金の解散	0	0	3	0	0	0	0
平均代行割れ額 (億円)(注)	50.8	45.6	50.0	109.4	159.9	72.9	54.6
主な業種	運輸、繊維、 製造	運輸、製造	運輸	運輸	運輸	運輸、繊維、 製造、建設、 石油	運輸、繊維、 製造、建設、 石油

(資料) 厚生労働省

(注) 平均代行割れ額は各年度の前年度における額。

導が有効に機能しているかという点、有識者会議のヒアリングにおいても、実効性のある制度として機能していた、という発言は見受けられない。

さらに、同じような仕組みとして、企業年金連合会では、セーフティネットとしての「支払保証制度」がすでに1988年から導入されている。これは経営悪化などによって解散した基金に積み立て不足が生じた場合、加入員や年金受給者等に一定の年金額（ただし企業による上乗せ部分に該当する分に限る）が確保されるように各基金からの拠出金等を原資として老齢年金給付の額を付加する任意の事業である。この要件は、①設立事業所の倒産、設立事業所または設立事業所の属する業界の業況悪化、そのほか基金の存続が極めて困難と認められる場合のいずれかの事由により基金がやむを得ず解散した場合、②残余財産が支払保証限度額を下回る場合の二つの要件のいずれにも該当する場合に保証給付を支給することとしている。ただし、給付対象者は残余財産分配金の年金化を希望し、その分配金を連合会に移管した者が対象である。すでに支払い実績が29基金、85.8億円ある。支払保証制度は、毎年度積立金水準の検証も行っており、非継続基準での検証も行っている。そのうえで積み立て不足となっている基金に対して、相談支援業務を行っている。しかし、支払保証事業のうち相談支援業務の実態については情報開示がなされていないため、外部からはうかがい知ることができず、結果的に代行割れが多く発生したことをみれば、連合会による支援制度も結果的には有効に機能してきたとはいえない状況となっている。

(2) 実効性ある早期是正制度の導入は可能か

こうした代行割れ基金をそのまま放置すると、基金に加盟していない企業の従業員も含む厚生年金本体が蒙る負担はどんどん大きくなり、公平性の観点からも問題となるため、早急に対応する必要がある。また、そうした代行割れ予備軍の基金を減らし、厚生年金本体にかかるコストを最小化するためには、財政の悪化状況に応じて明確かつ客観的な基準を設けて段階的に経営是正の強化を図り、あらかじめ定めた基準に達した場合には自動的に解散、すなわち破綻処理の段階に入る、「問題先送りを防ぐ強力な仕組み」がどうしても必要となる。

銀行について同じような考え方で作られたのが、いわゆる「早期是正措置」である。早期是正措置は、自己資本比率を基準とし、8%を下回ると段階的に監督当局が介入を強め、自己資本比率ゼロの段階で閉鎖することとしている。自己資本比率を基準としているのは、債務超過となった場合、債務者に確定給付預金を残余財産から支払えなくなるからであり、債務超過ぎりぎりの段階で閉鎖して、預金者を保護することにある（図表4）。そのために、金融庁は全国で約9百人の検査担当スタッフを備えている。

以上のような銀行の早期是正制度を参考にする限り、仮に厚生年金基金の存続を前提に本格的な早期是正制度を導入しようとするのであれば、二つの改革を実施する必要がある。第1は、客観的

（図表4）銀行の早期是正措置の概要

区分	国際基準行	国内基準行	内容
第1区分	4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営の健全性を確保するため改善計画の提出・実行の命令
第2区分	2%以上 4%未満	1%以上 2%未満	資本の増強にかかわる計画の提出・実行、配当または役員賞与の禁止または抑制、総資産の圧縮または増加の抑制等
第2区分の2	0%以上 2%未満	0%以上 1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併または銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択したうえ、当該選択にかかわる措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部または一部の停止命令

（資料）あずさ監査法人

かつ明確な基準により段階的な早期是正の仕組みを作ることであり、第2は、行政による強制的な解散命令も組み合わせた制度の構築である。すなわち、指定基金制度の入り口の要件をもう少し引き下げ、行政がより早期の段階から経営是正を図れるようにし、最低責任準備金に対する積立金が1を大きく下回らない段階で、行政が基金に解散を命令できる措置を導入する必要がある。

しかし、実際にそうした早期是正制度をビルトインしながら、厚生年金基金制度を長期的に持続させていくことは、かなり困難で非常に大きなコストがかかるものと想定される。その背景としては、先に述べた厚生年金基金制度の根本的な構造的脆弱さがあることを指摘できるが、そのほかにも、厚生年金基金制度は、財政中立化のために最低責任準備金の計算方法を1999年から見直してきているものの、過去の分についてまで完全に公的年金と中立化することは難しく、しかも現在の厚生年金基金はいわゆる「総合型」の基金が多く、産業の盛衰の影響を個別企業の単独の基金よりもさらに受けやすい。前述の通り、今後の労働人口の減少や低成長という運用環境の厳しさを踏まえると、公的年金制度への負担を大きくしないように長期的に厚生年金基金制度全体の維持を図ることは相当厳しいと見られ、かえって中小企業やそこに勤める従業員の不安が高まることが予想される。

第2に、前述のような早期是正措置を実現していくためには、厚生労働省の基金監督のための人員を大幅に増やし、監督にあたる人材の能力を格段に引き上げて、基金のモニタリングを厳格に長期的に行っていくことが必要になる。しかし、長期的な持続可能性が危ぶまれる基金が多いなかで、これからそうした強力な監督体制を新たに作り上げ、維持するコストの大きさと時間を考えると、基金または中小企業の体力のある段階で、従業員の企業年金を、持続可能性の高い他のタイプの企業年金や個人年金に移行するという選択肢を提供することには、一定の合理性があると考えられる。こうした基金が続出することになれば、厚生年金基金制度の根幹が揺さぶられることになり、制度としても廃止せざるをえなくなるであろう。

4. 検討すべき個人型の確定拠出年金の拡充

(1) 日本の確定拠出年金の現状

政府は、厚生年金基金制度に一定期間の間に他の企業年金への移行を促し、基金制度自体を廃止する方向で検討を始めていたが、政権交代によってその動きは変更される方向にある。しかし、廃止されるか否かにかかわらず、業況が悪化している中小企業が新たに従業員に対して企業年金を用意することは体力のうえからも難しいことも予想される。このため、そうした企業につとめる従業員を中心に、中小企業従業員の不安が大きくなることが懸念される。

そうした中小企業従業員の老後の不安の解消のためにまず望まれるのは、公的年金の持続可能性がしっかり確保されることである。さらに厚生年金に未加入の事業所が多数ある現状を変革し、老後の生活を支える土台をしっかりと立て直していく必要もある。

そのうえで、持続可能性の高い企業年金や個人年金を普及させていくことが重要である。本来老後の生活にとっては確定給付が望ましいが、制度維持が可能でなくなった場合の従業員の不安やコストは大きい。そうした点を考えると、ポータビリティの高い確定拠出型年金を普及させていくことが必要である。現在のわが国の確定拠出型年金には、企業型と個人型がある。どちらも拠出時、運用時、給付時

のいずれのタイミングにおいても基本的に非課税であるものの、企業年金のない企業の個人が個人型確定拠出年金に入ろうと思っても、拠出できる限度拠出額が決まっております（月2.3万円、年間で27万円程度）、自営業者の拠出限度額月6.8万円と比較するとかなり見劣りする。加入の年齢上限は60歳と決まっております、引き出しを始めると積み立てはできなくなる。また個人型確定拠出年金には、公務員や専業主婦などが入れない、職域年金加入者も入れない、などの問題があり、ポータビリティの点で十分なものとはなっていない。

そうした課題もあって現状では、企業型で440万人（4,144件）の加入があるのに対し、個人型で14万人（うち企業従業員が9.5万人）と普及のペースは極めて緩やかである。かねてから企業従業員の個人型確定拠出年金などの拠出限度額の拡大について民間企業からの要望があるものの、実現していないといった事情もある。

こうしたわが国の実情に対し、アメリカではIRAとよばれる個人退職者勘定が発展しているほか、ドイツでは近年リスター年金とよばれる個人の拠出型年金が創設され、広がりを見ている。

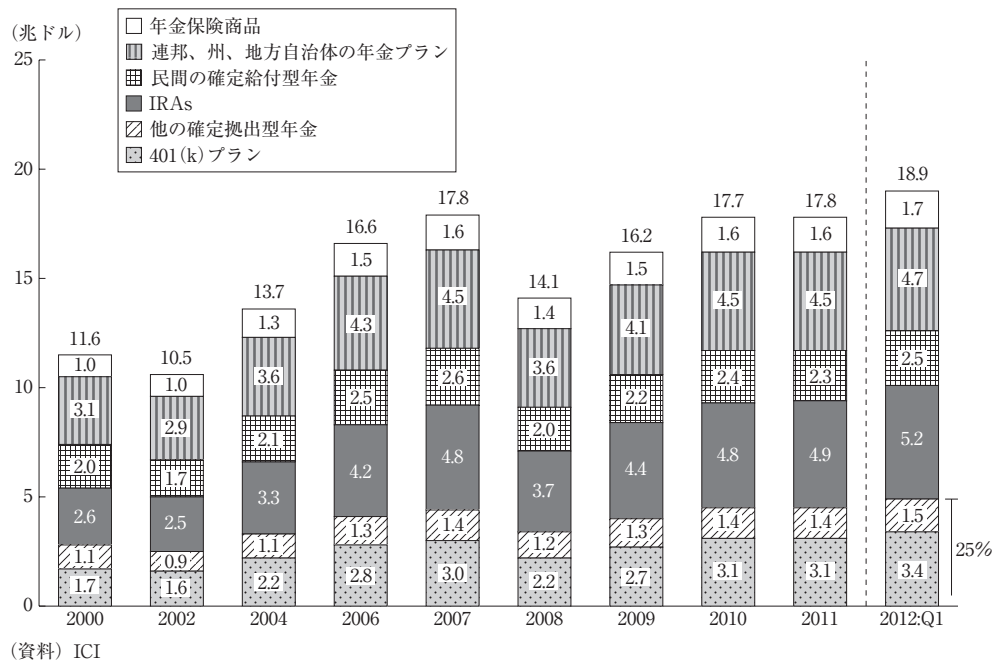
(2) アメリカのIRA（個人退職者勘定）の最近の動向

アメリカでは、401Kという企業の確定拠出型年金のほかに、個人型の年金としてIRA（個人退職者勘定）があり、極めて順調な発展を遂げている（図表5、図表6）。

IRAは、自営業者のみならず主婦や公務員などあらゆる個人が持つことができ、様々な金融商品に自己責任で投資をすることができる。アメリカの場合は、拠出時または給付時のどちらかで課税されるため（給付時課税のものはRoth IRAといい、97年に導入された。典型的な拠出時課税のIRA（Traditional IRA）について普及している）、税制面では日本の個人型確定拠出年金より見劣りしており、個人型の拠出限度額は年間4,000ドルとなっている。他方で60代となっても拠出も引き出しも自由となっており、柔軟な設計となっている。IRAは、個人が拠出をするが、これに対して企業が拠出したり（これらをSEP IRA、SAR-SEP IRA、SIMPLE IRAという）奨励金を扶助するものも存在する。アメリカにおいては、図表5を見ても、企業が提供する401K、その他の確定拠出年金が退職年金の25%を占めるが、IRAも老後年金の大きな役割を担っていることがわかる。

2011年段階での家計のIRAの保有状況をICIの調査からみると、アメリカ家計の5分の2の家計がIRAを保有しており、IRAを保有している家計の8割が確定給付型企業年金や企業が提供する退職金プランにも加入している。IRA保有家計の64%は何らかの企業の正規またはパート従業員であり、IRAは企業年金に入っている従業員のセーフティネット的な位置づけとしても機能している。またIRAの残高は企業の拠出した退職金プランをロールオーバーする形で増加しており、家計がこれにさらに拠出する割合は全世帯の15%程度と低い水準である。また、退職前のIRAからの資金引き出しはそれほど頻繁ではなく、多くは退職してからの生活資金の引き出しとなっており、IRAの資金が大事な老後資金として活用されている様子がみてとれる。なお、運用資金の内訳をみると、株式・株式ファンドが30代では52.2%であるのに対して、60代では40.3%、これに対して、債券・債券ファンドが30代では6.2%であるのに対して、60代では20.6%とかなり高くなっており、引退世代になるとリスクテイクに対する態度が消極化する様子がうかがえる。

(図表5) アメリカにおける退職年金内訳の推移



(図表6) 家計のIRA保有状況 (2011年)

	開始時期	保有家計数 (百万世帯)	アメリカ家計に占めるシェア%
Traditional IRA	1974	37.0	31.2
SEP SAR-SEP SIMPLE IRA	1978から1996	8.9	7.5
Roth IRA	1997	18.6	15.7
IRA (いずれかのタイプ)		46.1	38.8

(資料) ICI
 (注1) 家計で複数のIRAを保有可能。
 (注2) SEP SAR-SEP SIMPLE IRAは企業拠出のIRA。

(3) ドイツのリースター年金の広がり

ドイツで導入されたリースター年金は2001年に導入された確定拠出型年金であり、個人型と企業型がある。リースター年金が導入された背景は、公的年金の持続可能性が危ぶまれ、その給付水準を引き下げることが決まったため、これを自助努力で補うことが必要であるとの認識から、所得控除や補助金など政府が支援するかたちで任意加入の確定拠出型年金を導入しようとしたことである。リースター年金の対象者は原則として被用者であるが、2004年に行われた年金改革により自営業者も加入できるリユーリップ年金制度を導入した。

加入を促進するための政府の支援として所得制限を設けずに「補助金」または「所得控除」が受けられることになっており、いずれかが有利なほうが適用されることになっている。税制については、拠出時および運用時非課税、給付時課税としており、これによって普及促進を図ろうとしている。

商品内容としては、2011年 第3四半期の段階で、生命保険会社による年金プラン（生命保険会社の年金商品をベースにしており、一定の保証利回りが期待できる）が約7割、銀行預金をベースにした貯蓄プランが5%、株式や債券等の投信プランが約2割、年金だけでなく住宅資金への転用も可能な住宅

リースターが5%となっている。

給付は60歳以上終身受け取ることができるが、60歳よりも遅らせて給付を開始させることもできる設計になっている。

2011年段階で契約件数は1,500万件まで増加しており、被用者の約5割がこれに加入しているとみられ、全ドイツ国民の2割が加入し、導入後10年あまりの短い期間にもかかわらず、公的年金を補完する商品として広く認知されるようになってきていることを示している。

(4) 確定拠出型個人年金の拡充を

今後わが国においては中小企業の再生や再編が活発化するものと考えられ、こうした中小企業に働く人たちの老後の生活に対する不安が高まっていくことが予想される。とくに現在すでに財政が悪化している厚生年金基金の加入者については、基金の解散が増加していくことを考えると、加入企業の従業員の年金の手当てについて早急に検討する必要がある。さらに、今後厚生年金基金制度自体の存廃を議論するのであれば、その前提として中小企業従業員の年金の制度充実を図ることが必要となる。

中小企業の従業員全体を考えた場合、まず、公的年金制度の持続可能性を確保し、厚生年金に未加入の事業所が多数ある現状を変革するとともに、企業型確定拠出年金の拡充のみならず個人型の確定拠出年金の拡充も行い、従業員個人による自助努力による老後の備えの充実を可能にさせていく環境づくりが急務であるといえよう。

確定拠出年金の拡充を図る際には、個人型確定拠出年金の拠出限度額を引き上げたり、資金引き出しの面などで制度をより使い勝手のよいものにしたりすること、職域年金加入者も加入できるようにすることが求められる。また、アメリカやドイツの制度を参考にして、新たに日本版のIRAのような柔軟な個人型年金を作ることを検討することなどが考えられよう。

日本版IRAの検討は、現在大きな不安を持っているであろう厚生年金基金加盟の中小企業従業員のみならず、公務員や主婦、非正規労働者なども含めて、老後に不安を持つ人たちが積極的に老後の資産形成をすることを政府として支援する方策といえる。若い頃から徐々に老後に備える制度を政府が支援することは、金融市場の活性化にもつながるはずである。今後も低金利の持続が予想され、運用環境は長期的にみても厳しいことが予想されるが、こうした環境であるからこそ制度設計を柔軟にし、中小企業従業員が加入しやすい制度を設計して老後資産形成を支援する必要がある。

(2013. 1. 10)

参考文献

- ・ ICI [2012]. Investment Company Fact Book 52nd Edition.
- ・ ICI [2011]. ICI Research perspective, November 2011. vol.17. No.8
- ・ 日本生命法人営業企画部 [2012]. 「ドイツリースター年金に見る新たな試み」
- ・ 野村重紀子 [2006]. 「個人型確定拠出年金の課題」『資本市場クォーターリー』冬号
- ・ 森信茂樹 [2011]. 「日本版IRA導入の提言」『FUND MANAGEMENT』新春号